

令和3年第4回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番号	件名	頁
3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書	1
4号	都城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3

委員会提出議案第3号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	内閣官房長官
総務大臣	財務大臣
経済産業大臣	経済再生担当大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都
城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月22日提出

提出者 議会運営委員会委員長 長友 潤治

都城市議会議長 江内谷 満義 様

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

宮崎県都城市議会

委員会提出議案第 4 号

都城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 22 日提出

提出者 議会運営委員会委員長 長友 潤治

都城市議会議長 江内谷 満義 様

（提案理由）

会計年度における半期の途中で新たに議員となった者のうち、会派に所属しない者についての取り扱いを明記するため、所要の改正を行うもの。

都城市議会議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
 都城市議会議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年条例第298号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付の額、方法、時期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用において、半期の途中に新たに会派が結成された場合は、同項の規定中「半期ごとに6月分をまとめて当該半期の最初の月」とあるのは、「会派が結成される半期における<u>当該派結成の日</u>の属する月（<u>当該派結成の日</u>が基準日でない場合は、その翌月）以後の月数分を当該月」と読み替えるものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(交付の額、方法、時期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用において、半期の途中に新たに会派が結成された場合は、同項の規定中「半期ごとに6月分をまとめて当該半期の最初の月」とあるのは、「会派が結成された日（新たに議員となった者の場合（会派に所属しない者に限る。以下同じ。）は、同項の規定中「半期ごとに6月分をまとめて当該半期の最初の月」とあるのは、「<u>会派が結成された日</u>（新たに議員となった者の場合については、新たに議員となった日。以下同じ。）の属する半期における<u>当該派が結成された日</u>の属する月（当該派が結成された日）が基準日でない場合は、その翌月）以後の月数分を当該月」と読み替えるものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第 4 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局】

条例名	都城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	交付の日	制定年月	平成 18 年 2 月
制定改廃の目的・背景	会計年度における半期の途中で新たに議員となった者のうち、会派に所属しない者についての取り扱いを明記するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	会計年度における半期の途中で新たに議員となった者のうち、会派に所属しない者については、新たに会派が結成された場合と同じ取り扱いをすることを明記するため、第 3 条第 3 項を改正するもの。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	都城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則		
備 考	なし		